

接続約款変更認可申請書



東相制第 11-0142 号
平成 24 年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつばんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成24年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td> ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略) </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(7) (略)	(略)	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略)	料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(7) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用</td><td> ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略) </td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(7) (略)	(略)	(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略)
区 分	内 容												
(1)～(7) (略)	(略)												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略)												
区 分	内 容												
(1)～(7) (略)	(略)												
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	ア～エ (略) オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。 カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。 キ～セ (略) ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせで適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。 タ～ナ (略)												

2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考		
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
				ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
						② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
					③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額		
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
			エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	8,044円	

2 料金額
 2-1 端末回線伝送機能
 2-1-1 基本額
 2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
		(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	6,478円

			もの	② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	6,796円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	8,044円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	6,796円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
			(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	8,285円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	7,000円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
			(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)		(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	5,407円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	5,407円		

			もの	② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 ー2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	<u>6,478円</u>	
				② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
			(ウ) (ア) (イ) 以外 のもの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	<u>6,672円</u>	
				② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回線 伝送機 能(第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2ー 3欄で 接続す る場合)	ア (略)			(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限りま す。)			(ア) 保守の区別 がタイプ1ー1 のもの	1回線 ごとに	<u>4,667円</u>	_____
				(イ) 保守の区別 がタイプ1ー2 のもの	1回線 ごとに	<u>4,667円</u>	

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外ブリッパを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1～2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,143円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,500円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1～2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外ブリッパを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
			② 保守の区別がタイプ1～2のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
			② 保守の区別がタイプ1～2のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

			③ ①② 以外の もの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	4,143 円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,500 円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能		(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,756 円	——
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,155 円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	2,982 円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの		① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,756 円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,155 円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	2,982 円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,864 円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,245 円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	3,067 円	
(7) (略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

			③ ①② 以外の もの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,336 円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能		(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,013 円	——
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	2,986 円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの		① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,013 円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	2,986 円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	3,099 円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	3,071 円	
(7) (略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,078 円</u>	
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,438 円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,038 円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,598 円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,158 円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,758 円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,318 円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,918 円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,478 円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,038 円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,638 円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,198 円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,798 円</u>	
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,492 円</u>	
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,052 円</u>	

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,531 円</u>	
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,049 円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,693 円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,291 円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,935 円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,533 円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,177 円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,821 円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,419 円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,063 円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,707 円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,305 円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,949 円</u>	
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,943 円</u>	
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,123 円</u>	

2-1-1-2 加算料

				月額		
区 分				単 位	料金額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
		(イ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	172 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	170 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
	ウ 2 芯式のもの		(7) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	344 円	
			(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	340 円	
			(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	

2-1-1-2 加算料

				月 額		
区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
		(イ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	164 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	
	ウ 2 芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	328 円		
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)		

(2) 2-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310 円	82 円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310 円	82 円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	319 円	84 円	
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304 円	82 円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304 円	82 円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313 円	84 円	

(2) 2-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの		① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274 円	71 円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274 円	71 円	
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282 円	73 円	
		(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287 円	71 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287 円	71 円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	296 円	73 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281 円	71 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281 円	71 円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	289 円	73 円	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円	
		(4) (7) (4) 以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,864 円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,245 円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,067 円	
(3)～(4) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(4) (7) (4) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円	
(3)～(4) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

附 則（平成22年 7 月30日東相制第10-56号）
（実施時期）
1 （略）
（経過措置）
2 （略）
（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	16,571 円	—
			イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	14,000 円	
			ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	688 円	—
		イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	680 円	
		ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	

（2）- 1 ～（2）- 2 （略）

附 則（平成22年 7 月30日東相制第10-56号）
（実施時期）
1 （略）
（経過措置）
2 （略）
（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4 芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	13,345 円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに	656 円	—
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに	(略)	

（2）- 1 ～（2）- 2 （略）

附 則
この改正規定は、認可を受けた後、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。